

松本市芸術文化祭実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、松本市芸術文化祭実行委員会（以下「芸文実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 芸文実行委員会は、松本市を中心に芸術文化活動を行う団体及び個人が相互の連絡・協調を図り、松本市から委託される松本市芸術文化祭を企画・運営するとともに、芸術文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 芸文実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 松本市芸術文化祭を企画・運営すること。

(構成)

第4条 芸文実行委員会は、松本市を中心に芸術文化活動を行う団体の代表者及び個人・関係機関で構成する。

- 2 松本市芸術文化祭に参加を希望する団体・個人は、加盟申込書を事務局に届なくてはならない。

(事務局)

第5条 芸文実行委員会の事務局は、中央公民館内に置く。

(役員)

第6条 芸文実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 若干名

(役員を選出)

第7条 会長は、理事会の推薦により総会で決定する。

- 2 副会長・会計・事務局長は、総会において芸文実行委員会会員の互選で選出する。
- 3 理事は、総会において芸文実行委員会会員の互選で選出する。
- 4 監事は、松本商工会議所役員1名及び芸文実行委員会会員の互選で選出した者1名とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、芸文実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務の一切を処理する。
- 4 事務局長は、会務を処理する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、各2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第10条 会議は、総会・理事会及び三役会とする。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 役員的人事及び参加者資格に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 会則の改廃に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認めた事。
- 4 理事会は、会長、副会長、会計、事務局長及び理事をもって構成し、主として松本市芸術文化祭の企画運営にあたる。事務局長が議長となる。
- 5 三役は、会長、副会長、会計及び事務局長をもって構成し、理事会等審議する事項を創案する。会長が議長となる。
- 6 会議は、定員の過半数で成立し、出席者の過半数で決定する。

(会計)

第11条 芸文実行委員会の運営費は、次に掲げる資金をもって充てる。

- (1) 会費及び参加費
 - (2) 芸術文化祭事業委託費
 - (3) 事業収入
 - (4) 寄付金及びその他の収入
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 必要な細則は、理事会の議決により会長が定める。
- 2 この会則は、平成20年5月20日から施行する。
- 3 この会則は、平成27年5月19日から施行する。